

概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険関係のみ成立している場合は20万円)以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合、3回に延納することができます。

3回分割			6/1～9/30までに成立した事業場	
第1期	第2期	第3期	第1期	第2期
4.1～7.31	8.1～11.30	12.1～3.31	成立した日～11.30	12.1～3.31
納期7月10日	10月31日	1月31日	成立した日から50日	1月31日
令和2年度は	8月31日	11月2日	2月1日	2月1日

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ申告期限・納付期限が延長されました。

納期限が土曜日、日曜日に当たるときは、これらの日の翌日になります

*単独有期事業については、**事業の全期間が6ヶ月を超え、概算保険料の額が75万円以上**の場合は延納できません。

事業の全期間を通じて下記の各期に分けて納付することができます。

工期	納期
4月1日～7月31日	3月31日
8月1日～11月30日	10月31日
12月1日～3月31日	1月31日

第1期は工事を開始した日から20日以内
 なお、各期の中で保険関係が成立した事業については、保険関係が成立した日から、その日の属する期の末日までの期間が2ヶ月を超えるときは、保険関係が成立した日からその日の属する期の末日までを最初の期とし、最初の期の期間が2ヶ月以内のときは次の4ヶ月と合わせた期間を最初の期とします。